

(概訳)

在福岡タイ王国総領事館  
領事部業務時間の変更及び  
新型コロナウイルス感染拡大防止対策措置の延長について

.....

2020年5月4日に日本政府により発出された日本全国における新型コロナウイルス対策の特措法に基づく緊急事態宣言の延長を受け、在福岡タイ王国総領事館は2020年4月8日付告示にて示した当総領事館領事部における領事関連業務サービスの変更事項について、県をまたぐ移動の自粛、社会的距離の保持、不要不急以外の外出を控える等の感染予防対策措置の観点から、**2020年5月31日**まで期限を延長します（期限の変更が生じる場合があります）。詳細は下記の通り。

1. 緊急案件を除き、申請の為のご来館を必要最小限に留めるようお願いします。特に婚姻登録、離婚届、養子縁組届などの登録関係全般、委任状、書類認証などの認証関連業務の一部に関しては、申請時期を延ばすことをご検討ください。

2. 査証（ビザ）発行業務を休止します。

3. やむを得ない理由で申請が必要な場合、申請者は必ず事前予約を行ってからご来館ください。原則、事前予約者以外は対応できかねます。予約は電話（領事部：092-739-9090 対応時間：月～金 14:00 - 15:00）または電子メールにて受け付けます。

（領事部メールアドレス：consular.FUK@mfa.mail.go.th）

4. 領事部の業務時間を変更します。窓口業務は月曜日・木曜日の午前 10:30 - 12:00・午後 13:30 - 14:30 に限り提供します（事前予約者のみ）。また、電話でのお問合せは対応時間を拡大し、平日（月～金）の午前 10:30 - 12:00・午後 14:00 - 15:00 にて対応します。

5. タイ人帰国通知書の申請について

タイ人帰国通知書発行の再開については、在福岡タイ王国総領事館のホームページまたは Facebook にてお知らせしますので、最新情報をご確認ください。

6. タイ人保護案件について

緊急事態（重症・死亡その他援護が必要な場合）の場合、領事部（092-739-9090）または緊急用ホットライン（090-2585-3027 / 090-9572-1515）にて 24 時間対応します。

## 7. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WHO 並びに日本とタイの保健当局の指針に基づき、館内における社会的距離（Social Distance）の保持や消毒清掃等の徹底に取り組んでいます。ご来館の皆様には下記の点のご協力をお願い申し上げます。

- (1) 館内への入館は申請者のみとなります。申請者の方以外の同行はご遠慮願います。
- (2) 入館時に手指消毒用アルコールジェルをご利用ください。
- (3) 申請者はマスク着用の上ご来館願います。
- (4) 体調の優れない方、発熱・呼吸器症状がある方は、ご来館をお控えください。
- (5) 入館時に職員が体温検査を行う場合があります。37.5 度以上の発熱がある方、並びに明らかな症状が確認される方は、入館をお断りすることがあります。

上記は、本日より適用され変更がある場合は改めて通知いたします。

2020 年 5 月 7 日告示

(アッタカーン ウォンチャナマース)  
在福岡タイ王国総領事